

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和元年11月21日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和元11月21日(木) 午前10時00分～午前11時17分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部会長 服部孝規  
副部会長 今岡翔平  
部会員 草川卓也 森美和子 鈴木達夫  
岡本公秀 伊藤彦太郎  
会長 小坂直親  
副会長 新 秀隆
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局  
事務局長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文  
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案件  
1. 第59回検討部会の確認事項について  
2. 議題  
(1) 議会基本条例の制定の経緯について  
(2) 議会改革推進会議及び検討部会の位置づけについて  
(3) 議会改革の取り組みについて  
3. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） おはようございます。

朝夕めっきり涼しくなってきました。きょうは新しいメンバーになって最初の検討部会です。視察なんかの対応をしていますと、結構亀山市の議会の取り組みというのが、外からは評価をされておるんですけれども、果たして亀山市議会のメンバーがどこまでそのことを知ってもらっているのかなと考えたときに、やっぱりこれはまとまって一度この10年を振り返った取り組みをどこかで話す場をつくったほうがいいのかなという思いもありまして、きょうは設定をさせていただきました。

皆さんもよく感じられると思うんですけれども、視察に行きますと、いい取り組みをしているところというのは、必ずキーパーソンという職員がおります。そういう意味でいうと、亀山市議会のこの議会改革のキーパーソンは渡邊課長かなと私は思っておりまして、やっぱりきょうも渡邊課長に説明をしていただくということで設定をさせていただきました。ほぼ10年たちますので、この間本当に、直前のことを考えると余り進んではないかなあと思うんですけれども、10年前と比較すると、いろんな意味で随分変わってきていますので、その点も感じられるような場になればというふうに思っております。

じゃあまず最初に、59回検討部会の確認事項について、事務局お願いします。

○議事事務局員（村主健太郎君） それでは、第59回検討部会の確認事項をご説明します。

10月11日開催でございました。議題としては、監視及び評価をどのように行っていくのか、通年議会については10月23日に議会改革推進会議を開催しますことから、それに先立ちまして、現時点では通年議会を導入せず、必要があれば再び議論をすることとして、検討課題としては継続扱いとして、当面は議論しないことを確認していただきました。

次に、議会報告会の開催につきましては、こちらも推進会議に先立ちまして、所管事務調査の意見交換会を充実、発展させることで市議会の議会報告会として位置づけ、検討課題としては完了とすることを確認いただきました。

最後に、議会改革白書2019につきましては、各委員会や会議の決定事項について、こちらを白書に掲載するために確認をいただいたところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、きょうの議題に入りたいと思います。

きょうは特にテーマを設定せずに、いわゆる研修というような形で進めたいと思います。

議題としては、1つは議会基本条例制定の経緯、それから2つ目は議会改革推進会議及び検討部会の位置づけということです。3つ目は、この間の議会改革の取り組みについてということで、渡邊課長から説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○議事調査課長（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、基本条例制定の経緯とその制定過程、そして推進会議の位置づけ、議会改革の取り組み等についてまとめて説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

2ページでございますが、条例制定の経緯として、初めに議会改革に係る全国的な状況及び三重県内の状況について、ご説明をいたします。

まず全国的な状況といたしましては、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務制度の廃止、また国の関与のルール化等が図られました。それによりまして、各地方公共団体は、自分らの判断と責任によって地域の実情に沿った行政を展開していくことが大いに期待されたわけですが、それ以降、全国の多くの自治体で議会改革の流れが一気に強まってくることとなりました。

そして、新たな動きとして、地方自治においては、議会改革の元年とも言えると思いますが、平成18年5月に、北海道の栗山町議会が全国初の議会基本条例を制定いたしました。

三重県内の状況といたしましては、栗山町議会に続きまして、同じく平成18年の12月に三重県議会が都道府県として初めて議会基本条例を制定いたしました。また、翌年2月、19年2月ですが、伊賀市議会が県下の市議会でも初の議会基本条例を制定しております。

3ページ、続いて亀山市におきましては、平成19年5月から執行部におきまして、亀山市まちづくり基本条例の制定に向けた議論がスタートをいたしました。当初執行部は、議会のことについては議論はしないと言っておったわけですが、市民が入った策定組織での議論となりますと、当然議会の議論は避けられないのではないだろうか、議会では予想しておりましたが、やはりその経過を見ますと、まちづくりの主体は、市民、行政、議会であることから、その三者の関係が議論をされ始めてきました。そして、まちづくり基本条例制定の暁には、議会のあり方についての説明を求められるのではないかと危機感を持ち、議会基本条例の制定が急務と考えたところでございます。また、議員提出によって議会基本条例を制定することで、議会の主体を示そうというものでもありました。

そして、さらに執行部では、各種の事業計画や分野別計画、こういったものの策定に当たっては、市民アンケートの実施等によって市民の意見を把握したり、あるいは市民の代表者が参加する審議会や委員会を設置して素案を策定するという方法で進めてきておられます。このように行政において市民参画が進んできますと、だんだんと議会として関与するところが限られてくるのではないかと、これもまた危機感を持ったところであります。そして、これらに対応するには、議会の活性化を図ること以外に方法はなく、議会基本条例の制定が必要と考えたところでございます。

議会基本条例の制定によりまして、それまでの議員の意識や行動というのは、非公式な前例や慣例、申し合わせなどによるところが多かったわけですが、新たな議会運営のルールを成文化して、住民に公表することになったものでございます。議会と議員の活動に関する基本的な事項を体系的に定めた議会基本条例を根拠として、議会は何をやるかを住民にわかりやすく説明し、住民に議会の存在意義を理解してもらうため、規律ある議会活動を展開していくことになることから、議会基本条例は議会運営の最高規範と位置づけられるものでございます。

4ページ、平成16年からの議会改革の取り組みにつきましては、まずお手元の資料2がございしますが、これが16年からの議会改革の取り組みをまとめたものでございます。議会基本条例制定以前と制定以後で分けて整理をしておりますので、これは後ほどご一読いただきたいというふうに思います。

お手元の資料1の4ページでは、16年以降取り組んだ主なものをご紹介します。

1点目は、16年の6月定例会から、市民にわかりやすいよう本会議での議案質疑、一般質問に対面方式を採用いたしました。

2点目に、議案質疑は平成16年の9月定例会から、一般質問では平成19年の9月定例会から、一問一答方式を導入しております。

3点目に、会議の公開でございますが、市内のケーブルテレビの普及にあわせて、平成16年6月定例会の一般質問からケーブルテレビの放映を開始し、以後、放映範囲を徐々に拡大をしております。放映関係は、後ほどの広聴広報のところで詳しく説明をさせていただきます。最近では、インターネットによるライブ、録画まで広めておるところでございます。

4点目に、議会だよりにより、平成21年6月定例会から、議案に対する議員の賛否状況の掲載を開始したところでございます。

ここでは主なものを上げましたが、先ほどの資料2を見ていただいてもわかるように、議会基本条例制定までは改革の内容は割と少なく、制定以降に格段に議会改革が進んだことが、このページ数から見てもおわかりいただけるかと思えます。

続きまして、亀山市議会基本条例の制定に向けた取り組みといたしまして、制定過程についてご説明をいたします。

5ページでございます。

議会のあり方等検討特別委員会の設置でございます。

議会改革という直接的な表現の名称は使いませんでした。議会のあり方等を検討するという事によってこのような名称とし、具体的な目的は議会基本条例の制定とし、そのほかにも議会改革や議員定数、地方自治法の一部改正に関する対応等も検討できるものとして設置をいたしました。このとき、もう一つ医療センターと国民宿舎関ロッジを対象とする公営企業経営問題特別委員会も設置することとし、各議員がそれぞれいずれか行きたいほうを選択できるようにして、平成20年3月に議員半分の11名の議員で構成する議会のあり方等検討特別委員会がスタートをいたしました。

次のページへ行っていただきまして、当初は1年ほどで条例が制定できるのではないかと考えておりましたが、やはり白紙の中での議論というのは難しく、意思のすり合わせ的なことで1年、それから残りの1年で条例の議論を行い、県下で2番目として平成22年6月定例会で議員提出議案として提案し、全会一致で可決、2カ月間の周知期間を経て、8月から施行となりました。

6ページが特別委員会の活動状況でございますが、平成20年3月に設置をいたしまして、平成22年8月までの約2年半の間で、特別委員会を26回、また特別委員会で意見統一に時間を要する事項などについては、事前調整、また検討の効率化を図るため、正・副委員長と各会派代表で構成する理事懇談会を設置し、懇談会も13回を開催して調整を図っていきました。特別委員会の前半の12回までは、先進都市の議会基本条例について調査、研究をするとともに、三重県議会の視察、それから三重県議会との意見交換、大学教授による講演会の開催、また議員に対してのアンケート調査の実施、それから会派の定義であったり、議員定数等について検討するなど、基本的には情報収集と現状課題の把握に努めてきたところでございます。大学の先生の講演会は、3大学から3人の先生に来ていただいております。

7ページへ行きまして、後半の13回目以降につきましては、先進7自治体の議会基本条例を比較しながら1条ずつ条文の検討に入りまして、条例案の策定、逐条解説を作成いたしました。

この先進7自治体というのは、これは亀山市議会のほうで一方向的に選んだ7自治体でございます、当然三重県、栗山町は入っております。それと、県下1番目の伊賀市、そのほかは、その当時、議会

基本条例を制定しておりました島根県出雲市、千葉県流山市、徳島県小松島市、静岡県島田市、これらの7つの条例案を比較しながら1条ずつ整理をいたしました。

23回の委員会で、条例案と逐条解説の最終確認を行いまして、その後、全員協議会で議員全員に説明をいたしました。それとときを合わせて、パブリックコメントを1カ月実施いたしました。また、各団体への説明会も実施をしまして、当時まちづくり基本条例の策定組織でありましたまちづくりの基本を定める条例を考える会の皆さん、それから自治会連合会、商工会議所、そして労働団体、労働団体は連合三重、亀山地域協議会ですが、この4団体と意見交換会を実施いたしました。

そして、第24回では、パブリックコメントに対する意見が31件ございまして、この回答の整理を特別委員会で行いまして、そのうち3件を反映したところでございます。

そして、8ページへ行きますが、先ほども言いましたように、県下で2番目の議会基本条例を全会一致で可決をしたという流れになります。

9ページからが特別委員会の運営方法でございます。

月におおむね1回程度開催するという形で進めました。それから、前回の議事録を必ず次回配付をするということとしたために、事務局だけでは対応が難しいということから、議会で初めてコンサルタントを導入いたしました。株式会社ぎょうせいでございます。そして、毎月開催いたしました特別委員会の議事録の作成と論点整理や資料の提供を依頼いたしました。そして、先ほども言いましたが、論点整理や意見統一に時間を要する事項については、理事懇談会を事前に開催して調整を図っていきましました。さらに、審査の効率化を図るために、前回の議事録と当日の資料は必ず事前配付、それから検討テーマも事前に周知するというように進めてまいりました。それから、議事概要はホームページで公開、また委員会の傍聴も原則公開としてやってまいりました。

10ページが、そのときの議会事務局の主な業務でございますが、毎特別委員会ごとに議事概要の整理、決定事項、論点のまとめ、それから他都市や文献等の調査、そして議会基本条例の骨子案、また素案の作成、こういったものがございました。

それと、議会基本条例の検討における主な成果といたしましては、3人の大学の教授から専門家の講演や勉強会を行いましたことから、本市議会の問題点や課題が明確になったということと、各議員がそれら問題点を把握できたということが上げられます。それと、条例を検討、議論したということで、各議員が政策形成についても理解を深めていただいたところでございます。それと、事務局職員については、それぞれの職員が自分の役割、それから本市の課題や問題点、こういったものの把握、それから事務局の意識も高まったところでございます。

11ページでございますが、亀山市の議会基本条例は、前文と現在10章26条で構成をしております。制定当初は10章24条でございましたが、2条追加をしております、現在26条でございます。

特徴といたしましては、前文に二元代表制のもと、議会は市民のための議会、市民からの負託の原点、議会と市民の双方向性を尊重するといったしまして、議会の使命を表明しております。また、6条に議長の責務、7条に委員長の責務、これは当初は入ってなかったわけですが、あえて一部改正を行い、追加をいたしました。地方自治法では、議会の議長の議事整理権及び議会代表権を規定されております。また、亀山市議会委員会条例では、委員会の委員長の議事整理権及び秩序保持権を規定しておりますが、あえて議会基本条例に議長、委員長の責務を追加することとしました。

内容といたしましては、議長の中立かつ公正な立場での職務の遂行等、議会の品位を保持することを追加いたしております。また、委員長につきましては、中立かつ公正な立場での職務の遂行を規定いたしました。

そして、21条では、議会基本条例の制定が最終の目的ではなく、運用も含めて継続的に議会改革を推進するという事としておりますので、そのために議会改革推進会議を設置すると規定をいたしました。

25条では、条例の検証及び見直し手続について定めております。議会は市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的が達成されているのかを検証し、その結果及び法令の改正等を必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものという形で規定をしております。

また、誰にもわかりやすくなるように、逐条解説を整理いたしました。

それと、市民への周知といたしましては、ケーブルテレビでのPR、リーフレットを各戸配付いたしました。また、議会だよりへも掲載をしております。

リーフレットにつきましては、議会で初めてSPコードを掲載して、器具を通して音声での案内ができるような形でリーフレットを配付いたしました。

12ページ、これは条例の検討中に議論した中で、主な内容についてちょっとご説明をさせていただきます。

12ページでは、議会基本条例の条文そのものを掲載しておりますが、まず会派でございます。会派の事については、当時の特別委員会でかなり時間を要したところでございます。なぜ会派があるのかにつきましては、政策で同一の理念を持ったメンバーが集まっていることから、会派による施策の立案、また一般的な部分では、会派に属する先輩からいろいろなことを教わる事ができるという、そういったメリットもございます。

またもう一つ、全員参加で議会運営の議論を行うとなると、なかなか合意が得られない場合もあるわけですが、各会派で細かな議論を積み上げて、その結論を会派の代表で議論するということが、議会運営をよりスムーズに行うための機能の一つとも考えられます。代表者会議や検討部会の進め方もこの例によるものということでございます。

議会基本条例ができるまでは、3人以上で会派を結成することとしておりましたが、特に明文化した定義というものはございませんでした。議会基本条例の議論の中で、条例案に会派の項を設けることとし、かなり時間を要しましたが、最終的に同一の理念を共有する議員で会派を結成するという規定にいたしました。そうしますと、じゃあこれは何人からなのかということなんですが、共有するということ、これで2人でもいいのではないかとということになってきたわけです。3人でなければならないことはないだろうと、2人でも共有はできるということから、会派については2人会派を認めることとなりました。ただし、一気に2人会派に移行をすると、これまでのいきさつもあることから、会派は2人という形にはしましたが、代表者会議や議会運営委員会の正式な委員にはなれず、委員外議員として出席をしていただき、発言は議長や委員長の許可があれば認められるもので、議決権は持たないという取り扱いを26年の改選まで続けてまいりました。そして、26年の改選後、11月から現在の取り扱いになったところでございます。

2人会派の取り扱いについては、代表者会議も議運も正規のメンバーということで今は進めております。

続いて、2番目が議会報告会の関係であります。

資料では、第10条第5項ですけれども、条文上、議会報告会という言葉は亀山市議会では使っておりません。結構他市の議会基本条例では、もう議会報告会という言葉が明記されておりますが、亀山市議会では議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとするという規定にしております。

これにつきましては、議会のあり方等検討特別委員会で、この取り扱いを議論した結果、よく耳にする言葉ですが、2ステップ論ということで、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して、各常任委員会における所管事務調査活動としてテーマを掲げまして、市民もしくは団体との協議を行い、市長に政策提言を行うことといたしました。

2ステップ論とは、当時は余り議会では意見交換の実績が少ないことや、議会報告会では、議員個人の意見は言えないと、こういったことがあるわけですので、議会としての議論のあり方を調査、研究し、ある程度力のついたところで市民への議会報告会を行うことといたしました。これで、所管事務調査はことしで9回を終えましたけれども、そろそろこの2ステップ論について結論を出すべきだろうということで、長きにわたり部会で議論をしてきましたが、他市の状況を聞いても、参加者が減少、または固定化しているとか、議会には執行権や予算提案権がございませんので、もう要望を聞く場になってしまうということで、苦慮しているという話を多く聞きます。そのような中、先月の推進会議で、現在の所管事務調査の意見交換会を充実、発展させて、亀山市の議会報告会としての意見交換とすることを決定いただきました。きょうの午後、正副委員長会議でその充実、発展の方法について具体的に議論に入っていただきたいというふうに思っております。

議会報告会の最終目的が市長に対する政策提言ということであれば、今の所管事務調査は必ず10月の頭に、予算編成までに執行部に対して政策提言をしておりますので、これを亀山市議会の議会報告会の意見交換とするということで決めたところです。また、広報の部分については、現在の議会報告番組、それと議会だより、そういったもので十分対応できているのではないかとこのところでございます。

3番目が、議員定数のところでございます。

条例第19条では、議員定数の改正手続について規定をしております。

議員定数条例制定までの経緯につきましては、平成17年の合併時の告示において、議員定数を22名と定められていました。合併時における議会議員の定数及び任期に関する小議会、小委員会の意見書で、議員定数は22名と報告され、合併協議会で了承されたところですが、議員の定数については、合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後改選時にはさらなる削減を望むものであるとの附帯意見がつけられました。また、自治会連合会からも議員定数削減の要望書が提出されたところでございます。

そして、平成21年9月定例会で、議員定数を20名とする議員提案が議員3名で提出をされました。これについては、総務委員会へ付託され、継続審査となり、11月の臨時会で採決となったわけですが、10対11と1票差で否決となりました。

続いて、平成24年の第1回臨時会で、議員定数を22名から18名とする議員提出議案が提出され、これは19対2で可決され、26年10月の選挙から実施をされたところです。

議員定数を18とした根拠につきましては、全国5万人規模の市では、大体20名から18名が多

いということもございましたし、何期か先を見据えて18という数字になったのではないかと考えられます。もう一つは、前回20名で議員提案し、否決されているため、再度20名という選択肢をなくしたものではないかという考え方もできると思います。

議会基本条例においても、議員定数は行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員定数並びに人口、面積、財政規模等の比較検討を行い、委員会または議員が提案するものとしています。ですので、議会で議員定数の変更は提案をするというふうにしております。

続きまして、13ページからが現在の亀山市議会の議会改革の進め方でございます。

ということで、議会改革推進会議の取り組みについてご説明をいたします。

14ページでございます。

条例第21条で、議会は継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置くとして規定をしております。それを受けまして、条例施行から1年後の23年8月19日に議会改革推進会議及びその補助機関として推進会議の検討部会を設置いたしました。

15ページでございますが、推進会議は議員全員で構成をしております、議長が会長でございます。

所掌事務につきましては、ごらんの6項目を上げてございます。また、検討部会は各会派から1名を選出して、現在7会派でございますので、議員7名で構成をしております。検討部会では、基本条例の各条文ごとに課題を抽出して、その課題に取り組むべき時期でランク分けして、それぞれスケジュールを立てて検討をしております。

16ページでございますが、推進会議はこれまでに27回開催してきておりまして、主に検討部会の決定事項の確認の場として開催し、必要に応じて会長が招集しています。検討部会は議論の場でありまして、決定機関ではないことから、必ず全員の推進会議で確認をしております。そして、必ず1年間の議会改革の報告の場として、10月に1回開催することとしております。そして、その場で毎年作成する議会改革白書の確認もしていただいております。

そして、17ページでは、検討部会の開催状況でございますが、定例会の月を除き、おおむね月1回のペースで開催してございまして、これまで59回開催をしております。部会では、先ほども申し上げましたが、条例の各条文ごとに課題を抽出して議論をしております。

資料3にカラー刷りでございますが、検討課題一覧というものを配付させていただいております。これが各条文から抽出した課題45でございまして、水色の部分、これが31個ありますが、これについては検討が終了して、オレンジの部分の部分が着手中、これが7個で、白の部分の部分が未着手で7個となっております。

検討課題につきましては、それぞれカルテを作成しております。カルテは参考に資料18ページにつけてございますが、このようにカルテを作成して、検討課題を積み上げて議論してございまして、後に誰が見ても検討経過がわかるようにしております。

この参考を見ていただきますと、カルテには、どの条文から導き出された検討課題かということで、条例の条文、それから現状分析、議論する内容、対応内容、特に対応内容等は、部会を開くたびに議論が進むたびに加筆をしております。そして、検討の際につくった資料も全てまとめて保存をしていくという形で進めております。

これらのカルテについては、検討中のもの、未着手も含め、全てのカルテをホームページで公開しておりますので、またごらんをいただきたいと思います。

このように検討課題が出てきましたら、まずは検討部会でその都度カルテを起こします。といいますのは、当初かなりの数を検討部会で抽出をいたしました。その後新たに部会の中で、これは検討課題として取り上げるべきではないかという意見が出て、取り上げたものもございます。そういう場合、その都度カルテを起こして、取り組むべき時期でランク分けをし、それをこのまま部会で議論するのか、または広聴広報、議会運営委員会、代表者会議、その他の委員会等に議論を委ねるのか、その交通整理を検討部会で行っております。そして、検討部会は決定機関ではないので、最後に必ず全員で推進会議で確認すると、このような手法で亀山市議会では議会改革を進めてきております。

では、資料3の一覧をごらんいただきたいと思います。

簡単ですが、特にどういったことをしていたかというのを抽出しながら、簡単に説明をしていきたいと思ひます。

まず1枚目の一番上、検討課題1番、これは議決事件に初めて総合計画の基本計画を追加いたしました。この議案が出る時に、じゃあこの総合計画基本計画、これはもう全ての分野にまたがる大きな計画ですので、どこの委員会で審査をするのかというのが議論の発端です。方法はいろいろあるかと思ひます。例えばもう総務だけに委ねるのか、他市では特別委員会を設置してそこで審査をしたり、また連合審査というの也被考えられるわけでもありますが、亀山市議会では、これまで予算決算委員会は特別委員会としてその都度3月、9月に設置しておりましたが、常任委員会化して議員全員で審査をしたらどうかという検討内容でござひます。そして、24年の3月から予算決算常任委員会が設置をされました。ですので、この予算決算委員会の所掌事務の中に、予算決算に関すること以外に総合計画の基本構想、基本計画に関することというのが所掌事務に入っております。このような所掌事務が入っている市議会は多分ないのではないかと思ひます。亀山市議会だけではないかというふうには思ひて、一つの特徴でござひます。全員でやろうというところでござひます。

それから3つ目、各審議会等への議員の派遣、これについても議会から市の各種審議会や委員会へ議員、または議長が行っていただいております。これについては、基本的に廃止をするということを決意いたしました。ただし、法必置のものは廃止できませんので、現在議会から派遣しておるのは、都市計画審議会のみでござひます。それ以外の委員は全て廃止をいたしました。

そのかわりといひまして、従来出ておった委員会、審議会等との意見交換を行っているものがあります。例を挙げますと、例えば国保運営協議会とか土地開発公社とか、上げればたくさんありますが、そういったところとは何らかの形で関与をしていくということで、毎年意見交換を実施しておるところでござひます。

6番目、検討課題では、8番になりますが、議会要覧の見直しを行いました。これは議会の先例や申し合わせがたくさんあるわけでもありますが、これを確認し、見直して部会のほうで要覧として新たに作成をいたしました。

続いて、真ん中辺でござひますが、議員定数18名での運営が結構ござひます。これは、26年に議員定数を4名削減をするというときに、委員会運営のあり方をまず検討いたしました。18名ですので、最終的には議長を除く17名を6名、6名、5名の3委員会でやることにいたしました。これについては18名が定数の他市議会の状況の視察も行きました。2委員会がいいのか、3委員会が

いいのか、または複数所属の委員会とするのがいいのか、議論をしていただきましたが、最終6人、6人、5人で行こうと、ただし不都合が生じたらその時点で見直そうということで決定をいただきました。

また、議会運営委員会のあり方についても検討をいたしました。これは結構大きなところでございまして、通常、議会運営委員会は定数を18名の規模であれば、大体6名ぐらいが多いかと思えます。そして、従来は定数を6名と定めましたら、会派の人数で案分をしておりました。そうしますと、会派の人数で案分をいたしますと、割り切れない場合が多いわけですが、そうしますと、四捨五入の可能性が出てまいります。同じ会派人数であっても議会運営委員会の選出人数が違う場合が出てまいります。恐らく18名になると、2人会派がかなりふえるのではないかという予測もされました。最終的に現在、この11月から2人会派5つ、3名会派2つということで、その予想は当たっていたわけでございますけれども、極端なことを言いますと、2人会派ばかり9つできたとしても、9会派になります。そして、各会派が1人議連のメンバーを出すと9名、そうしますと、定数が6名でしたら、3会派からは議連のメンバーが出せないというふうな事態になってまいります。こういう不平等が生じるということで、これはやはりなくさなあかんということから、従来の案分方式から会派人数固定方式という形に改めました。これはもう会派の人数によって選出人数を何人と決めてしまうやり方です。現在2人、3人、4人会派までは1人、5人、6人会派は2人、7人、8人会派は3人という形で内規で決めております。こうすることによって、必ず会派の人数が同じであれば選出人数も同じになるということになります。この困ったところは、会派の人数、会派の数、こういったものによって議連の定数が変わってくるということで、その都度変わりましたら委員会条例の一部改正を行わなければならないということで、結構これまで26年以降、委員会条例の改正を行ってきておるところでございます。

それから、検討課題32番では、市民アンケートを実施しようということで議論をいただきました。そしてこれについては、4年に1度必ずやるということで、改選の年にやるということに決まりました。これまで26年の夏、そして昨年夏と2回やってきたところでございます。

それから、検討課題42番では、市議会の議会だよりのリニューアルを27年5月に行いました。また、その下では、代表質問ということ初めて行うこととし、市長の施政方針や4年に1度のマニフェストに対して代表質問をやるということを決めました。

それから、下から2つ目の課題14番でございますが、議決を要しなくても、市には分野別計画で重要な計画がたくさんございます。これにどうやって関与していくのかというふうな部分の議論でございますが、これについてはまず中間案で1回、それから最終素案で1回関与し、それぞれ議会としての意見を執行部に提出するということを決めていただきました。従来は、素案ができましたら執行部のほうから議会のほうに、何々計画の素案ができたので協議会で説明をさせていただきますというだけでしたが、もうその時点で議会から意見を出しても、なかなか修正がきかない状態でございます。これが中間案の時点から意見が言えるということで、これはかなり議会としてはいいんではないかと思えますが、その反面、計画に関与することによって、協議会の回数が特段にふえたということがございます。特に、分野別計画は総合計画の計画期間と合わせておりますので、29年からスタートするに当たって、28年は各委員会がかなり協議会を開いて、分野別計画に関与していただいたところでございます。

それから、一番最後は、政策検討部会を全協の協議事項として加えた案件でございます。これは、議員提出議案で全会一致に持っていきたいものであるとか、議会からの政策提言、政策条例、そういったものを協議する場でございます。

ページを変わっていただきまして、一番上は反問権の規定を決めました。

それから、政務活動費については分かれていますけれども、最終的には全て公開を決定いたしました。領収書までホームページで公開をするとともに、視察の資料や報告書、研修会の資料、こういったものはPDF化して図書室で閲覧対応をしております。ですので、亀山市議会の政務活動費に対しての情報公開請求は全て該当せず、全て公開対応ということにいたしました。

それから、これは29番でございますが、長期欠席者への対応ということで、長期欠席者が出た場合には報酬、手当を減額する条例、特例を定めました。

それから、議会報告会は先ほども言いましたが、所管事務調査の意見交換を当てることと決定をいただいています。

黄色が現在着手中でございますが、議長の任期は申し合わせで2年と昨年決めていただきましたが、常任委員会の委員の任期は条例で1年ですが、この任期について、これが今後検討していく案件でございます。ただし、常任委員会の委員の任期を議論するには、委員会の数、この辺まで踏み込んだ議論が必要になってくようかと思っておりますので、もう少し結論までは時間がかかろうかと思っております。

次が、タブレット関係については、執行部がまだ導入せず、完全ペーパーレス化ができておりませんので着手中としておりますが、来年あたりから執行部にも動きがありそうな話も聞いてございます。

それから、議決事件の追加については、都市マスタープランを新たに追加いたしました。まだまだたくさん重要な計画がありますので、引き続き追加する案件があれば入れていくということで、着手中のまま置いてございます。

通年議会は、一旦結論を当面やらないと出していただきましたが、また時期が来たら議論が復活する可能性があるということで、このまま着手中で置いております。

そして、今後の未着手の中でやっていくべきところなんです。先ほど条例の検証、見直しという部分がございます。そして、よく他市の議会が亀山市議会の議会改革の視察ということで、議会基本条例の検証をテーマにということで問い合わせがございます。これは、よそさんは私どものこの検討課題を潰しておる取り組みを、これを議会の検証と捉えられるところが結構あるようでございます。これは、亀山市議会としては、先に議会の条文から考えられる課題を全部抽出して、それを一つ一つ潰しておるということで、これは検証ではないと、検証はあくまでまだこの検討課題に上げて、未着手としておるという説明はしておるんですが、やはりこのいろんな課題を解消しておることが検証と捉えておる議会もあるようでございます。そして、私どものこの検証というのは、条例を制定して約10年がたとうとしておりますが、この文章自体が今の時代に合っているのかどうか、そういったことも内容も含めまして、第三者機関による検証委員会等を設置して検証はできないかというのが、今上がっておる検討課題でございます。この手法等については、また部会のほうで議論をしていただくことになろうかと思っております。

この辺が主な取り組みとして少し説明をさせていただきました。

続きまして、19ページからが広聴広報の取り組みということでございます。

これは議会の見える化の部分でもあるわけございまして、議会改革と広聴広報、結構密接な関係

があるのではないかとと言えます。

20ページでございますが、議会だよりの発行については、定例会4回と臨時会の内容を含む正月号、合わせて5回発行しております、各戸配付で1万7,800部をつくっております。予算的には年間予算で約240万、編集は広聴広報委員会でございます。

21ページですが、議会だよりの内容でございますが、27年5月に、これは市民アンケートをもとにリニューアルをしようということでリニューアルをいたしました。表紙については、市民参画という視点から、現在は三重県立飯野高校応用デザイン科で学ぶ市内在住の高校生の作品を掲載しております。

22ページが映像関係の一覧でございます。

先ほどケーブルテレビが16年から一般質問からスタートさせたということですが、現在はインターネットに関しては、全ての本会議と全ての常任委員会、これは分科会を含みますが、このライブと録画配信を行っております。ケーブルテレビにつきましては、本会議のみでございますが、ライブと録画をやっております。ただし、先般の臨時会、これはどうしても休憩が多うございますので、この役選臨時会のみは録画放送まではやっておりません。それから、必ず会議がある日は、この本会議、常任委員会等については、ロビーのテレビでも放送をしておるところでございます。

このケーブルテレビにつきましては、執行部の行政チャンネルを借りておりますことから、議会の思うようにはなかなかありません。議会としてはインターネットから切り崩していこうということで、常任委員会の録画、ライブ配信をスタートいたしました。ケーブルテレビにつきましては、執行部の予算でやっておりますので、議会が議会中継する場合について経費は払ってはおきません。インターネットにつきましても、現在常任委員会は議案審査まで、一般質問まではまだ配信をしておりますが、これも今後の執行部との協議で、これを一般質問まで拡大していく議論もまだ出てくるのではないかと。あと、特別委員会なんかは今放映をしておりますが、その辺のネット配信もまた今後の議論になってくるのかなというふうに思っております。

次のページからケーブルテレビとインターネットの録画とライブ配信の拡大してきた状況でございます。

ケーブルテレビ一つとってみても、一気にじゃなく、徐々に徐々に執行部と調整しながら放映範囲を拡大してきておるといのがおわかりいただけようかと思います。

そして、26ページが経費関係でございますが、このインターネット配信業務、これは本会議、委員会のライブ、録画配信でございますが、これに係るランニングコストとしては、年間約250万発生をしております。ネット回線の使用料、インターネットのプロバイダー料、それから業者サーバーから配信しておりますので、サーバー利用料、それから議案質疑、一般質問、予算決算の質疑については議員別の編集作業が必要になりますので、編集作業、こういったものがこのランニングコストには含まれてまいります。

27ページからが、「こんにちは！市議会です」、議会報告番組の関係でございます。

これにつきましては、執行部が1チャンネル借りて行政情報番組を一日中流していますので、これを借りて本会議の定例会の後、ダイジェスト版が放映できないかというふうなことが当時の部会長から提案がありまして、代表者会議で確認いただき、じゃあやってみようかということで、23年9月から放送がスタートをいたしました。当時は、最初は部会長と事務局で内容を確認しておりましたが、

その次の定例会からは、これまで議会だよりのみの担当をしておりました議会だよりの編集委員会を発展させ、広聴広報委員会という名称にして番組づくりをやっていただき、現在に至っております。＃

28ページでございますが、番組監修は広聴広報委員会ということで、現在委員8名、副議長が委員長でございます。放送に向けたスケジュールの調整や放送する原稿、テロップ、映像のチェック、監修をやっていただいています。＃

この番組の経費といたしましては、税別で15分番組1本19万でございますので、掛ける4、消費税を入れますと、年間約83万円でございます。＃

ケーブルテレビについては、1日18回放映して、これを1週間だけ放映していただいています。これ以上はやはり執行部としては自分ところの行政情報番組があるということで、1週間が限界ですので、議会としてはこのケーブルテレビの放送と同時に議会のホームページで見られるような形で進めております。＃

それから、29ページがホームページの関係でございます。＃

亀山市議会では、ホームページは基本的に公開できるものは全て公開するというスタンスで臨んでおりまして、かつ内容の充実とスピード公開に努めております。現在、亀山市議会のホームページの更新は月約50回更新をしております。これだけ更新している部署が市役所の中ではございません。27年1月11日の新市になって10周年のときに市のほうがホームページのリニューアルをすることを掲げられまして、執行部はその1年前から着手しましたが、議会は2年前からそれに着手をいたしました。そして広聴広報委員会でデザイン構成を考えて、執行部にこういうホームページにしたいと、デザインを提案いたしました。結果として、各執行部は1年しかなかったこともあって、トップページのデザインしかリニューアルできませんでしたが、市議会は中身の構成まで大きく変えました。特に、従前は各項目別で入っていく状態でしたが、今は例えば定例会単位にしておりまして、令和元年9月定例会をクリックすると、その定例会に出てくる内容が全て出てくるというふうな見やすさを重視した、かなり踏み込んだリニューアルを時間をかけて行いました。＃

それと、各部署のホームページは、中身のデータは各部署で担当が作成をいたしますが、最終、ホームページの更新のゴーサインを出すのは広報部門でございます。ですので、このように更新をしますという依頼文書を出して、広報のほうからオーケーが出て初めて更新ですのでかなり時間を要します。このリニューアルのときに議会のほうからは、部会長のほうから、そんなことをしておると時間がかかるし、議会のホームページに執行部が責任を持てるのかということをお願いして、その権限は議会にいただきましたので、議会では中身を直したら、直ちに更新ができるというスピーディーになったというのが言えると思います。＃

また一度、ホームページもゆっくりごらんいただきたいと思います。他市議会に比べてかなり見やすくなっていると思いますし、議員さんが活用できる部分も結構ございますので、また一度見ていただけたらなというふうに思います。＃

それと、飛びまして32ページからでございます。＃

これは、外部から見た亀山市議会の議会改革に関する資料として添付をさせていただきました。＃

まず32ページが早稲田大学マニフェスト研究所、これは元三重県知事の北川正恭さんが顧問をしておる組織でございますが、22年度から議会改革度ランキング調査というのを各県議会、市議会、町議会に調査をかけまして、回答を寄せてランキングづけをしております。＃

最新の30年度のランキングでは、調査に回答した県議会、市議会、町議会を合わせると1,447議会で、亀山市議会は31位であったということでございます。

22年度が初めて調査をかけた年であったわけですが、22年度に議会基本条例を制定いたしましたので、調査開始当初から亀山市は順位が高かったのは、そういうのが原因があります。

そして、この29年から30年で一気に27位もランクが上がっております。これについては、マニフェスト研究所に確認をいたしました。1つは、市民参加の部分はどうしても点数が高く出るということで、30年には請願の委員会において趣旨説明を請願者にさせていただきました、2回。加太の風力発電、能褒野の農用地の関係でお二方にしてもらいました。これによりまして、亀山市の趣旨説明は参考人制度に基づいていますので、参考人制度を2回実施したと、これがかなり点数的には大きかったということをお聞きしました。

それからもう一つは、市民との意見交換から政策提言、これに対する体制が構築されていること、これは議会報告会であったり、私どもの所管事務調査から意見交換をして、政策提言、こういった構築ができておれば、その配分がかなり高くなったと、亀山市はそれをしておるということで、従来からしておったんですが、配分が高くなって、それも点数が稼げて順位が27番上がったというふうにご確認をいたしました。

33ページがこれまでの議会改革で亀山市議会に視察に来た件数でございます。

これまで124市議会が視察に参りましたが、初めのほうは議会基本条例制定に向けた取り組みということで、特別委員会の視察がございました。23年8月に議会改革推進会議を設置してからは、推進会議の取り組みが主な内容になってきております。それと、最近では、広聴広報で報告番組のことであったり、タブレットであったり、そういった部分も視察対象で入ってきておる状況でございます。

それから、最終ページが映像のアクセス件数でございます。

26年の9月から本会議のライブ配信、27年の9月から委員会のライブ配信がスタートいたしましたので、ライブ配信の項目につきましては25年はなしですが、26年は部分的、27年も委員会が部分的ですので、だんだんふえてきておるということで、現在は8,000から9,000ほどのライブ配信は視聴者がアクセスをしておると。

次の各議員別の録画というのは、本会議の議案質疑、一般質問及び予算決算委員会の議案質疑は議員別で全部編集をさせていただきます。そのそれぞれをファイルになっておりますので、そのファイルを何回クリックしたかの回数によります。例えば検討部会の皆さんを全部1個ずつクリックしたら、それで例えば7、カウント7、そんな意味合いでございます。ですので、1回議会のこのホームページの映像のところを見れば、当然複数の人を見ますので、それが全部カウントされていくと、現在は6万5,000ほど昨年であったということでございます。

それから、議会報告番組も去年は6,245件あったということで、ケーブルテレビの普及率が亀山市では八十数%、高い中で、これだけのアクセス件数があればかなり見ていただけるんじゃないかなあというふうに思います。

それともう一つは、26年あたりから議員別のもふえてきたのは、それまではパソコンでしか見られませんでした。スマホやタブレット対応でも視聴できるようになったというのが一つ、これが26年の9月定例会からでございます。それまでは、ユーチューブやUstreamではございません

ので、業者サーバーから配信しておるといことで、パソコンからしか見られなかった。それをシステムを改修してもらって、スマートフォン、タブレットでも見られるようにしたというのが、この26年以降、議員別あたりがふえてきておる要因でございます。

それと資料はございませんが、参考までにこの議会の会議の回数について1つお知らせをしたいと思います。

本会議や常任委員会、また予算の分科会、議会運営委員会、全協、代表者会議、推進会議、検討部会、さまざまな会議がございますが、平成30年度と平成19年度の会議の開催回数を比較いたしますと、約2.1倍になってございます。もう2倍以上、平成19年当時とは会議の回数が格段にふえておるといところで、それだけ議員さんが各会議に出ていただいて、市役所のほうに来ていただいておると、出席日数もかなりふえておるといことだろうと思ひます。

(「数字はないですか」の声あり)

○議事調査課長(渡邊靖文君) 数字ですか、お待ちください。

30年度が本会議と委員会、常任委員会、駅前の特設委員会、これを合わせて165回、それと代表者会議、全協、推進会議、その他の会議等で40回、合わせて205回開催しております。それに対して、19年度は、本会議、委員会等で76回です。それと、代表者、全協、推進会議等々で20回、合わせて96回です。ですので、205回対96回といことで2.1倍にふえておるといところでございます。ただ、分科会なんかは委員会と同じ日に開催しておるとかそういったことがございます。それから、19年度当時は推進会議とか検討部会はございません。広聴広報委員会もございません。それから、最近では、所管事務調査で1つの委員会が10回以上やっていますが、そういったこともございません。各計画に2回関与するとい制度もございませんので、協議会の回数も当時は少ないと、そういったいろいろ増要素はあるわけですけど、2倍ぐらいに膨らんでおるとい状況でございます。

以上で、一通り流れを説明させていただきました。ありがとうございました。

○部会長(服部孝規君) ありがとうございました。

きょうは11時半には終わりたいので、引き続きちょっと意見、感想、疑問、それをやっていきたいと思ひます。トイレは適宜とっていただいたらと思ひますので、今、渡邊課長からいろいろ話していただいたことについての疑問であるとか感じたこと、それからご意見ありましたらいただきたいと思ひます。どうぞ。

鈴木委員。

○部会員(鈴木達夫君) 前段ね、キーパーソンを渡邊課長だといようなご紹介があったんですけど、多分今説明していただいたのが、他市町が視察に来ていただいたときに、多分今のことを聞けば、驚いて関心を持たれて帰られる議員さん、視察団が多いと思ひます。やはり改めて、冒頭、部会長が言ったように、果たしてこの基本条例を我々が逐次それをチェックしながら議会活動をしているか、僕は改めて見直そうと思ひました。だから、もう一つやはり、この一番初めの立ち上がりの経緯みたいなものが物すごい肝心だと思ひました。本当にまちづくり基本条例ができて、市民と執行部、あるいはその議会、むしろ議会がこのまま行ったら置き去りにされるような存在感といか、この辺の危機感があったといことだけは改めて私自身は当時も感じたし、もう一度その初心に戻ってこの議会改革、あるいは基本条例をしっかり押さえていきたいとい感想を持たせていただきました。

○部会長（服部孝規君） わかりました。ありがとうございます。

ほかにありましたらどうぞ。

草川さんもまだ1年ぐらいになるんやけれども、聞いてもらってどんなふうにしたのか、ちょっと聞かせていただきたい。

○部会員（草川卓也君） 先ほどの鈴木議員からのお話もありましたけれども、その議会の立ち位置というところで、よくその地方議会不要論とかそういったものが言われる中で、やっぱり亀山市議会としては危機感を持ってこういった取り組みをやってきたという経緯、その結果が今なんだなというところで、今の仕組みに対する理解が深まったなというところを感じております。その中で引き続き検討課題であったり、着手中のものに対する議論というところも、今までの議論も踏まえながら考えていかなければいけないなというふうに感じました。以上です。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 改めて今、課長からさまざまな取り組みの経緯を聞かせていただいて、私もずうっとかかわらせていただいた中で、随分変化をしてきたんだなあということを思わせていただきました。私も時々視察対応に、議員の意見を聞きたいということで座ってはおるんですけど、事務局の、今、課長が説明いただきましたけど、今ほかの事務局も説明員としてきちっと説明していただいておりますが、私たちが、やっぱり議員が説明員として、議員がつくったものを議員が説明していくということが本来あるべき姿じゃないかなあと。議運なんかの視察へ行かせてもらっても、議員さんがきちっと説明をされているというところを何件か見せていただいたので、そういうことも、それは部会長だけじゃなくて、誰もがができるような形で持っていくということが必要なあと思いました。

それからもう一つは、まだ着手されていませんけど、10年を迎えようとしている中で、やっぱり検証をしていく必要があるんだなあということを改めて感じさせていただきました。

○部会長（服部孝規君） どうぞ、どなたでも結構です。一言でも。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょうどその議会基本条例の制定のころの話も一応経験してはおるんですけども、そもそもきっかけとなったのが、執行部がやっておるまちづくり基本条例の制定みたいな話があって、実際に所属しておった総務委員会で、その検証という話もちょっと所管事務でやらせてもらうとかありまして、その中で出てきたのが、そもそもまちづくり基本条例、執行部がやろうとした一番の理由は、地方分権一括法に始まる分権自治のその自治基本条例、要は住民自治とか地域自治みたいなものをしていくみたいな話やったのが、いつの間にやらまちづくりの市民参画条例みたいな、そういうふうな理念条例に置きかわってしもうておったという話で、実際その精神はまち協とかに引き継がれてはおるんですけども、何が言いたいかというと、議会は結構権能自体、議会は本当に二代表制と言われるもとの、こうして改革に取り組んではおるんですけども、一方で、その執行部が何か知らんけど、そもそもまちづくり基本条例の話とか、何かちょっと腰砕けになっているような、その腰砕けというか、一貫性が何か全然感じられやんという部分があって、でも、この議会と執行部の関係がほんまに市民のために機能しているんやろうかというのが、一番もともと気に

なっていたところでした、その辺はちょっときちっと見ていかなあかんのやろうなあと思います。議会改革が目的じゃなくて、それを通じてどう市民に反映させるのかという、そこなんやろうなどは思っています。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 先ほど自治基本条例の話が出ましたけれども、この検討課題の中にも、将来的に自治基本条例が制定されるだろうということで、そのためのために理念を抽出しようという検討課題も上がっておるんです。それを議論しようとスタートして、ちょうど2枚目のほうになるんですが、この取り組み一覧の、一番下とブルーの34番もこれ、自治基本条例の制定に向けてということですよ。理念を抽出して、いつ執行部が自治基本条例を制定しようとしても、それをやっておこうということをやったんですけれども、議会基本条例の中に協働という言葉が結構出てまいります。それで、こっだけ協働があるんであるならば、先に協働の定義を整理しようということ、この完了の部分は協働の定義を整理したところで終わっておりまして、まだこの理念の抽出には至っておりませんので、今後またこれ、まだ未着手になっていますが、この辺もまた議論をしていかならんかなというところがございます。

○部会長（服部孝規君） 副部会長、どうぞ。

○副部会長（今岡翔平君） 渡邊課長の説明ですごくいいなあと思ったのが、議会改革度ランキングが31位になったというのに対して、うちがどうして31位なんですかというのを聞いたというのが、亀山市議会全体の雰囲気として、この議会改革ランキングにとらわれていなくて、言ってしまうと安易に改革をすとか、安易にやってしまうというのではなくて、一つ一つ、じゃあうちはどうするという議論ができてるのがすごくありがたいかなあというふうには思っていますね。

この間聞いてびっくりしたんですけど、栗山町議会はもう議会改革で進んでおる、進んでおると言われるんですけど、議員のなり手が全然なくて、つまり議会改革として進んできたけれども、結局そのなり手がおらんということは、魅力だったり意義というのを示せていないというところで、つまりはっきりいってランキングが本質的に市民だったり、その将来を考える人に見えていないのかなあというのを感じたりして。

僕はちょっと最近、松阪とか鈴鹿に議会報告会を見に行っただけなんですけれども、うち、議会報告会をやっていないという話をすると、何かやらないあかんやんかじゃなくて、亀山がやっていないって何か意味があるようなとか、理由があるようなみたいな感じで、何でやってないのみたいな感じのやりとりになるんで、亀山市議会として本質を捉えた議論だったり、改革というのをこれからもやっていきたいなあというふうに感じました。

○部会長（服部孝規君） あとは誰やな。あとは岡本さんやな。

○部会員（岡本公秀君） 先ほど今岡委員のおっしゃったように、要はランキングを上げるのが目的で、あれも手をつけて、これも手をつけてとかさ、そういうことは僕はちょっと控えて、その本質的な議論をして、だからそんなにばたばたとやらなくてもいいから、時間をかけてやってもええと思うんですよ。今まで10年かかっておるんやから、ここにまだこれからのいろんな未着手になるところがあるわけですよ。これもそんなに足元から鳥が飛び立つような調子でばたばたとやらんと、ゆっくり時間かけてやっても、それでそのほうがいいんじゃないかと、僕はそういう考えでおります。

○部会長（服部孝規君） 会長、副会長さん何かありましたら。

○会長（小坂直親君）　ここまで議会改革をしてランキングも上がっておるといふそのために、各全国からいろんな市議会が視察に来る。さい先いい評価をされておるけれど、まず最初言われるのは、市役所が余り古いというのがまず言われる。これがどの視察に来た人も言っ、この市役所は何やといふのがまず第一声で、そういうことがあるんですけど。きょうの話で、定数を18にしたときも、それから会派を3から2にしたときも、私はそのときの議長でありましたんで、非常に苦勞もしたし、その後の市民の声についても、おまえが議長におっ、どやといふことで賛否があります。おまえはそんな2にしたからおかしくなっ、おるんやとか、18にしたからおかしくなっ、たんやといふことは市民からよく聞け、私、議長として議員の総意をもっ、て決めたといふことでしておるんですけど、そこらを含めても、その当時の議長としては大変苦勞した結果このように今はスムーズにいっ、ておるんだと思っ、ておるんですけど、議会改革も大事なんですけれども、議員改革もしてもらいたいなあと。改革はそのようにして、自分以外で議会全体といふことじゃないんですけど、その議会改革をする議員そのものが、やっぱり改革していただかないと申し合わせとかが、それから決め事、してはならないことを、そういうことについてもやはり議員改革、議員そのものが改革をせなあかんことが多々あると思っ、るので、そこらを含めての上での議会改革にしてほしいなあとこの思っ、いですね。

○部会長（服部孝規君）　ありがとうございます。

副会長から。

○副会長（新 秀隆君）　確かに今まで10年で、ちょうど私が議員にならせていただいてからいろいろ始まったと思っ、ておるんですけど、それ以前からもう自身はやっ、ていたのかなあとこの思っ、ていたんですけど、実際10年の中には、メディアのITの社会も今はずんずん進んできて、先ほどの課長からの説明の中でもアクセス件数とか、そしてやっぱり全国もインターネットの中を通しても見られるといふ発信能力も大分進んできておりますので、そういう面で行きますと、やはり先ほど会長が言われたように、議員の改革もしっかりとしていかなければ、全国からの見ている目も深いもんができてくると思っ、ますので、そういう点についても自身を見詰め直していきなあとこの思っ、います。

○部会長（服部孝規君）　2回目、よろしいか。何かありましたら。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君）　私も先日の視察の対応のときに、特別委員会をつくってからずうっとこの10年間どんなことが成果があっ、たんですかみたいな話があっ、たんで、いやいや広報はこんなになりましたといふいろいろ説明をしたんですけど、その方が言われるのは、いやいやいや、私が聞いているのは、議員さんの意識がどう変わりましたと、どのように議員さんの意識が高まりましたかと、この質問やっ、たんです。やっぱりそこところはまだまだできていませんと、議長が言われたとおりです。だから今回この形でさせてもらったのは、少なくとも検討部会の人がこの10年間の取り組みについて、一定の共通の理解がないことには議論もなかなかしづらいいといふこともありまして、きょうやらしてもらいました。

それからもう一つは、できれば検討部会に入っ、ていない議員さんにも、きょうは中島さんに来ていただきましたけれども、聞っ、ていただいて、ぜひやっ、ぱりそういう、少なくとも共通の理解といふのか、ベースを持っ、て議論ができるようになればなといふふうにお思っ、いましたので、きょうはこの形をとらせていただきました。そういう意味では、議員全体の意識改革といふ意味ではまだまだなのかなあといふのが一つお思っ、います。

それからもう一つは、いつも視察で思うのは、確かに議会がやってきたことというのは随分評価されるんですけども、その背景というのか、その大もとに事務局の物すごい努力があるんですね。これは本当に視察のときに先方さんも言われますけど、今事務局の職員は何人ですかと、その人数でやってみえるんですかという話になるんですね。だからそういう意味で、やっぱり事務局の職員の頑張りと、それから我々がやっぱりもっといろいろとやっていこうと思ったときに、今の人数でいいのかとか、体制でいいのかというような事務局のあり方もあわせてやらないと、やっぱり議会改革は進んでいかないというふうに思いますので、その2点だけはちょっと申し上げておきたいと思います。

ほかにありましたら、どうですか。自由に言っていただいて結構ですけども。よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) 聞いていただいて、これ、ちょっとわからんとかいうようなことはなかったですか。

大体わかりやすく説明していただいたんですけども、よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) それじゃあ、そんなことで、きょうの会議は終わりたいと思います。

その他何かありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) なければ、それじゃあ、第60回の検討部会を終わります。

次回からまた検討課題の議論を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

午前11時17分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 元 年 1 1 月 2 1 日

議会改革推進会議検討部会長 服 部 孝 規